

障害のある子どもの教育的ニーズを踏まえた 連続性のある「多様な学びの場」

「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り
同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、

- 授業内容を理解し、
- 学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、
- 充実した時間を過ごしつつ、
- 生きる力を身に付けていけるかどうか
という最も本質的な視点に立つことが重要です。

子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて

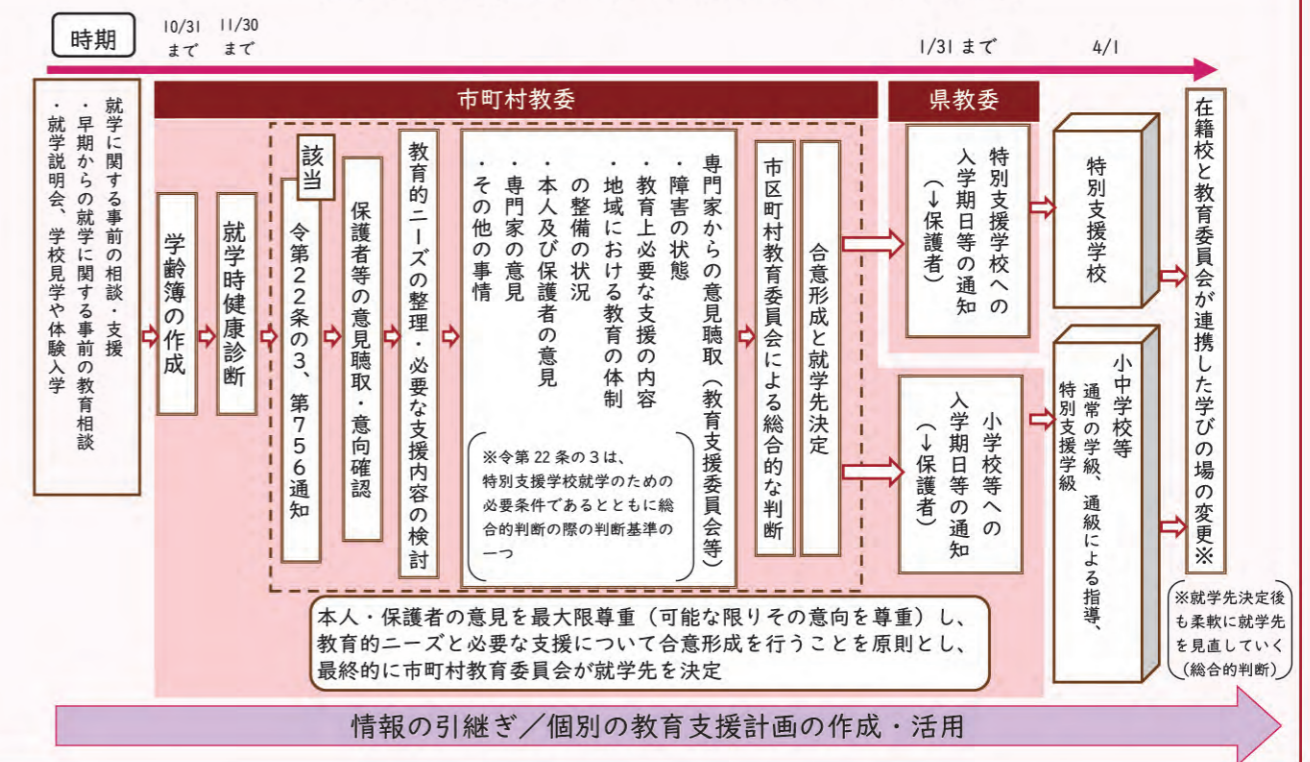
教育的ニーズを整理するには、

- ① 障害の状態や特性及び心身の発達の段階等
- ② 特別な指導内容
- ③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

の3つの観点を踏まえることが大切です。

こうして把握・整理した、子ども一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



市町村教育委員会は、障害のある子どもの障害の状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子どもの課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、法令に基づき就学先を決定することとなります。

卒業後の進路状況

中学校3年生で特別支援学級に在籍していた生徒の約6割が、卒業後、高等学校等に進学しており、進学先に教育上の合理的配慮を含む必要な指導や支援の内容を、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用して、切れ目なく確実に引き継ぐように努めることが重要です。

また、進学先や就職先等でも適切な支援を受けながら、就学・就業することができるようにするためには、大学や企業等に対し、個別的教育支援計画を活用するなどして、必要とする支援に関する情報を伝えることが効果的です。

| 区分 | 特別支援学校中学部 | | | | 中学校特別支援学級 | | | |
|-------------------------|-----------|----|-----|--------|-----------|-----|-----|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 割合(%) | 男 | 女 | 計 | 割合(%) |
| 高等学校及び中等教育学校後期課程、高等専門学校 | 63 | 42 | 105 | 100.00 | 154 | 56 | 210 | 60.87 |
| 特別支援学校高等部本科 | - | - | - | - | 74 | 38 | 112 | 32.46 |
| 専修学校(高等課程)進学者 | - | - | - | - | 11 | 6 | 17 | 4.93 |
| 専修学校(一般課程)等入学者 | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 | 0.29 |
| 公共職業能力開発施設等入学者 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 就職者 | - | - | - | - | 1 | - | 1 | 0.29 |
| その他 | - | - | - | - | 2 | 2 | 4 | 1.16 |
| 卒業生総数 | 63 | 42 | 105 | | 242 | 103 | 345 | |

令和3年度学校基本調査より

| 区分 | 特別支援学校高等部 | | | |
|----------------|-----------|----|-----|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 割合(%) |
| 大学進学者 | 3 | - | 3 | 1.21 |
| 専修学校(専門課程)進学者 | - | - | - | - |
| 専修学校(一般課程)進学者 | 2 | - | 2 | 0.81 |
| 公共職業能力開発施設等入学者 | 3 | 2 | 5 | 2.02 |
| 就職者 | 42 | 25 | 67 | 27.13 |
| 社会福祉施設等入所、通所者数 | 103 | 67 | 170 | 68.83 |
| その他 | - | - | - | - |
| 卒業生総数 | 153 | 94 | 247 | |

令和3年度学校基本調査より

MEMO

個別的教育支援計画～関係機関等と必要な情報の共有～

家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、教育機関が中心となって作成する、情報共有のためのツールです。

Point

市町村教育委員会は、原則として入学前までに、それまでの支援の内容、教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、関係機関と連携して、個別的教育支援計画等として整理します。これは、就学後に学校で作成する個別的教育支援計画の基となりますので、就学先の学校に引き継ぎましょう。

担任や学校等が変わっても、
教育上の合理的配慮を含む
必要な支援の内容が
切れ目なく確実に引き継がれるよう
努めていくことが重要です。



個別の指導計画～適切な指導を行うために学校で作成されるもの～

教育課程を具体化し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたものです。

「障害のある子供の教育支援の手引」
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 より



「子どもの学びに活かすハンドブック
～奈良県の通級の先生と共に～」
「特別支援学級教育課程ハンドブック」
などの刊行物をダウンロードすることができます。



奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室

【指導係】

〒630-8502

奈良県奈良市登大路町30番地

TEL: 0742-27-9856

【支援係】

〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町多722

TEL: 0744-32-8201



多様な学びの場

通常の学級



通常の学級にも教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があります。
通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めていきましょう。

子どもの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じたさまざまな「手立て」を検討し、指導に当たります。

指示を聞くだけで行動することが難しい児童生徒に対し、話して伝えるだけでなく、メモや絵を提示するなどの配慮をする。

集団指導において、障害のある児童生徒一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切です。

通級による指導

【対象】(奈良県における通級による指導) 難聴、言語障害、LD等、自閉症・情緒障害
通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別の場(通級指導教室)で受けます。
通級による指導では、児童生徒の自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の実態に応じた指導を行います。

児童の実態・長期目標

- 実態** 小学校低学年
・友だちへの関わりが受動的で、能動的な関わりが苦手である。
・困ったときに、動かず静かに涙を流すことが多い。
- 長期目標**
・自分から友だちに関わっていくことができたり、困った時に助けを求められることができたりするなど、好ましいコミュニケーションがとれるようになる。



「僕はできないんだ」と、ずっと思っていたけど、自分の得意なやり方と苦手なやり方を知って、「僕の得意な方法でやればいいんだ」ということが分かったんだ。前より、勉強が楽しくなったよ。

指導の例

通級による指導・支援(自己理解・社会性)

困ったときに「助けて」と言えるように
・SSTの課題(誘い方や断り方など)やサイコロトークなどの活動を通して、お互いのことを考える時間をつくる。
・発言の際に「分かりません」「次の人お願いします」など、援助要求の言葉を例示し、言うことができたときに必ずほめる。

自信を付けるために

・聞き取って書くワークシートや点つなぎ等をする。
自分でがんばれる課題に取り組むことで、一人でできることを意識させる
→次の活動とのメリハリをつける
課題に向かう姿勢や集中している態度などを、随時、具体的にほめる
→自信を付けて自尊感情を高める

通常の学級での指導・支援(自己理解・社会性)

・ペア学習やグループ学習など、友だちとやりとりできる授業形態を取り入れる。
・体育の時間に「体ほぐしの運動」「身体接触のある運動」等を積極的に取り入れる。
・週に数回、学級遊びをし、意図的につながりをつくる。
・本児が友だちとつながれるように場面設定を工夫する。

「子どもの学びに活かすハンドブック～奈良県の通級の先生と共に～」より抜粋

特別支援学校

【対象】

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

特別支援学校では小学校・中学校・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施します。また、障害の状態に応じて弾力的な教育課程が編成できるなど、一人一人に応じた指導、さまざまな支援を行います。

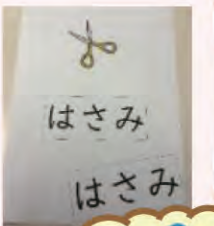
指導の例

特別支援学校(知的障害)における国語と算数の指導

国語

- ・絵本の読み聞かせを聞く再現遊びをする
- ・身近なものの名称を知る(聞いて分かる)

はさみをとってきて



算数

- ・ものともを対応させる
- ものともを対応させて配る



「特別支援学級教育課程ハンドブック」より抜粋



分割した絵カードを組み合わせる



具体物を数える(写真の上に具体物を乗せる)



問われた数の具体物を入れる



具体物を分類する



絵カードを分類する



二つの具体物を区別する

特別支援学級

【対象】(奈良県における特別支援学級) 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱(院内学級) 知的障害、自閉症・情緒障害

障害の種別ごとの少人数で編成される学級で障害のある児童生徒一人一人に応じた教育を行います。

実態に応じて、特別的教育課程を編成することができます。

交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしていることが大切です。



特別的教育課程を編成した場合には、

- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るため「自立活動」を取り入れます。
- 各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することができます。



知的障害

特別支援学級例

| 教育課程の工夫等 | | 年間計画 | | |
|----------|--------------------------------------|------------------------------------|--|------------------------------|
| 各教科等 | 指導内容 | 指導場面 | 4月 | 5月 |
| 国語 | ・簡単な指示や説明を聞き、行動する | 国語 日常生活の指導 生活単元学習 | 学校行事 入学式、始業式 身体測定 | 交通安全教室 校外学習 |
| | ・絵本の登場人物の動きや言葉をまねる | | | |
| | ・自分や物の名前を知ったり、文字で表すことができることを知ったりする 等 | | | |
| 算数 | ・10までの数の数え方や表し方を知る | 算数 日常生活の指導 生活単元学習 | 日常生活の指導 自分の身の回りのことをやってみよう(整理整頓・衣服の着脱) | 遊びの指導 体を動かして遊ぼう 忍びになろう |
| | ・ものの形に着目し、集めたり、分類したりする | | | |
| | ・大小を比べる 等 | | | |
| 自立活動 | ・「～したい」等の自分の気持ちを伝えることができる | 自立活動 日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習 | 国語 絵本にふれよう 自分や物の名前を知ろう | 絵本にふれよう 動作を表す言葉を知ろう |
| | ・日常生活に必要な基本動作を身に付ける | | | |

「特別支援学級教育課程ハンドブック」より抜粋